

平成27年度における九州地区の消費税転嫁対策の取組について

平成28年6月14日
公正取引委員会事務総局
九州事務所

はじめに

公正取引委員会は、消費税の円滑かつ適正な転嫁を確保する観点から、消費税の転嫁拒否等の行為（以下「転嫁拒否行為」という。）の未然防止のための取組と、転嫁拒否行為に対する迅速かつ厳正な対処のための取組を進めてきたところである。

九州事務所においても、転嫁拒否行為等に対して迅速かつ厳正に対処することを目的として、「消費税転嫁対策調査室」を設置し、九州事務所管内（福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県及び鹿児島県）において消費税転嫁対策に係る取組を実施してきたところ、平成27年度における管内の取組状況は以下のとおりである。

第1 転嫁拒否行為に対する迅速かつ厳正な対処のための取組

1 措置件数

管内においては、平成27年度において、転嫁拒否行為に対して、1件の勧告及び57件の指導を行っている。勧告の概要は別紙1、主な指導の概要は別紙2のとおりである。

表1：措置件数

[単位：件]

年 度		平成27年度		平成25・26年度（注）		合計	
		全国	九州地区	全国	九州地区	全国	九州地区
措 置	指 導	349 《24》	57 《9》	1,040 《80》	76 《12》	1,389 《104》	133 《21》
	勧 告	13 《3》	1 《1》	19 《4》	2 《2》	32 《7》	3 《3》
違反事実なし		472	9	460	21	932	30

（注）平成25、26年度の数値は、平成25年10月から平成27年3月までの合計（以下表2及び表3において同じ）。また、全国の件数には、九州地区の件数を含む（以下同じ）。《 》内の件数は、大規模小売事業者に対する勧告又は指導の件数で内数である。

問い合わせ先 公正取引委員会事務総局 九州事務所

消費税転嫁対策調査室 電話092-437-2756（直通）（第1及び第2関係）

経済取引指導官 電話092-431-5882（直通）（第3関係）

ホームページ http://www.jftc.go.jp/regional_office/kyusyu/

2 措置件数の業種別内訳

平成 27 年度の措置件数（勧告又は指導を行った事件の件数をいう。以下同じ。）について措置を採った特定事業者の業種別で分類すると、管内においては、小売業が 13 件（22.4%）と最も多く、以下、建設業及び製造業が 9 件（15.5%）と続いている。

表 2：措置件数の内訳（業種別） [単位：件，（%）]

業種（注）		全国	九州地区
建設業	平成 27 年度	57 (15.7)	9 (15.5)
	平成 25・26 年度	73 (6.9)	9 (11.5)
	合計	130 (9.1)	18 (13.2)
製造業	平成 27 年度	67 (18.5)	9 (15.5)
	平成 25・26 年度	337 (31.8)	14 (17.9)
	合計	404 (28.4)	23 (16.9)
情報通信業	平成 27 年度	44 (12.2)	4 (6.9)
	平成 25・26 年度	73 (6.9)	2 (2.6)
	合計	117 (8.2)	6 (4.4)
運輸業	平成 27 年度	15 (4.1)	1 (1.7)
	平成 25・26 年度	89 (8.4)	7 (9.0)
	合計	104 (7.3)	8 (5.9)
卸売業	平成 27 年度	20 (5.5)	5 (8.6)
	平成 25・26 年度	89 (8.4)	9 (11.5)
	合計	109 (7.7)	14 (10.3)
小売業	平成 27 年度	38 (10.5)	13 (22.4)
	平成 25・26 年度	138 (13.0)	18 (23.1)
	合計	176 (12.4)	31 (22.8)
不動産業	平成 27 年度	24 (6.6)	2 (3.4)
	平成 25・26 年度	26 (2.5)	3 (3.8)
	合計	50 (3.5)	5 (3.7)
技術サービス業	平成 27 年度	20 (5.5)	0 (0.0)
	平成 25・26 年度	64 (6.0)	3 (3.8)
	合計	84 (5.9)	3 (2.2)
事業サービス業	平成 27 年度	7 (1.9)	1 (1.7)
	平成 25・26 年度	19 (1.8)	3 (3.8)
	合計	26 (1.8)	4 (2.9)
その他	平成 27 年度	70 (19.3)	14 (24.1)
	平成 25・26 年度	151 (14.3)	10 (12.8)
	合計	221 (15.6)	24 (17.6)
全業種	平成 27 年度	362 (100)	58 (100)
	平成 25・26 年度	1,059 (100)	78 (100)
	合計	1,421 (100)	136 (100)

（注 1） 複数の業種にわたる事業者が勧告又は指導の対象となった場合は、当該事業者の主な業種を 1 件として計上している。「その他」は医療福祉、学校教育・教育支援業、旅行業、自動車整備業・機械等修理業等である。

（注 2） （ ）内の数値は、小数点以下第 2 位を四捨五入しているため、合計は必ずしも 100 とならない。

3 措置件数の行為類型別内訳

平成 27 年度の措置件数について行為類型別で分類すると、管内においては買ったたき（消費税転嫁対策特別措置法第 3 条第 1 号後段）が 57 件（95.0%）と最も多い。

表 3：措置件数の内訳（行為類型別） [単位：件, (%)]

行為類型		全国	九州地区
減額	平成 27 年度	18 (4.9)	1 (1.7)
	平成 25・26 年度	36 (3.3)	4 (4.9)
	合計	54 (3.7)	5 (3.5)
買ったたき	平成 27 年度	344 (92.7)	57 (95.0)
	平成 25・26 年度	767 (70.5)	62 (75.6)
	合計	1,111 (76.1)	119 (83.8)
役務利用又は利益提供の要請	平成 27 年度	3 (0.8)	1 (1.7)
	平成 25・26 年度	46 (4.2)	7 (8.5)
	合計	49 (3.4)	8 (5.6)
本体価格での交渉の拒否	平成 27 年度	6 (1.8)	1 (1.7)
	平成 25・26 年度	239 (22.0)	9 (11.0)
	合計	245 (16.8)	10 (7.0)
合計 (注)	平成 27 年度	371 (100)	60 (100)
	平成 25・26 年度	1,088 (100)	82 (100)
	合計	1,459 (100)	142 (100)

(注1) 事業者の中には、複数の行為を行っている場合があり、表 1 及び表 2 に記載の件数とは一致しない。

(注2) () 内の数値は、小数点以下第 2 位を四捨五入しているため、合計は必ずしも 100 とならない。

4 特定供給事業者が被った不利益の原状回復の状況

管内では、平成 27 年度において、転嫁拒否行為によって特定供給事業者が被った不利益について、特定事業者 45 名から、特定供給事業者 6,539 名に対し、総額 3816 万円の原状回復が行われた。

表 4：特定供給事業者が被った不利益額の原状回復の状況 (注)

年 度	平成 27 年度		平成 26 年度		合計	
	全国	九州地区	全国	九州地区	全国	九州地区
原状回復を行った特定事業者数	333 名	45 名	228 名	27 名	561 名	72 名
原状回復を受けた特定供給事業者数	25,059 名	6,539 名	33,094 名	598 名	58,153 名	7,137 名
原状回復額 (注)	6 億 7444 万円	3816 万円	4 億 1153 万円	2191 万円	10 億 8598 万円	6007 万円

(注) 各期間の原状回復額は 1 万円未満を切り捨てているため、合計額とは一致しない。

5 転嫁拒否行為等に関する相談件数

九州事務所においても、転嫁拒否行為等に関する事業者からの相談や情報提供を一元的に受け付けるための相談窓口を設置しており、当該相談窓口において、平成27年度は12件の相談に対応した。

表5：転嫁拒否行為等に関する相談件数 [単位：件]

	平成27年度	平成26年度	平成25年度	合計
全国	548	1,420	3,179	5,147
九州地区	12	40	57	109

(注) 転嫁カルテル及び表示カルテルの届出に関する相談を含む。

6 事業者及び事業者団体に対するヒアリング調査

様々な業界における転嫁拒否行為に関する情報や取引実態を把握するため、管内においては、平成27年度は203名の事業者及び105の事業者団体に対してヒアリング調査を実施した。

表6：事業者及び事業者団体に対するヒアリング調査の実施件数 [単位：件]

	事業者		事業者団体	
	全国	九州地区	全国	九州地区
平成27年度	4,344	203	682	105
平成26年度	8,744	1,657	1,263	235
平成25年度	1,326	119	401	7
合計	14,414	1,979	2,346	347

7 移動相談会

事業者にとって、より一層相談しやすい環境を整備するため、管内においては、平成27年度は移動相談会を7回実施した。

表7：移動相談会の実施回数 [単位：回]

	平成27年度	平成26年度	平成25年度	合計
全国	52	47	75	174
九州地区	7	6	13	26

第2 転嫁拒否行為の未然防止のための取組

1 公正取引委員会主催説明会

消費税転嫁対策特別措置法の内容を広く周知するため、事業者及び事業者団体を対象として、公正取引委員会主催の説明会を管内において実施した（平成27年度は7回）。

表8：公正取引委員会主催説明会の実施回数 [単位：回]

	平成27年度	平成26年度	平成25年度	合計
全国	51	30	40	121
九州地区	7	4	3	14

2 講師派遣

管内においては、商工会議所、商工会及び事業者団体が開催する説明会等に、平成27年度は公正取引委員会事務総局の職員を講師として3回派遣した。

表9：講師の派遣回数 [単位：回]

	平成27年度	平成26年度	平成25年度	合計
全国	27	59	384	470
九州地区	3	6	21	30

第3 転嫁カルテル及び表示カルテルの届出

消費税の転嫁の方法の決定に係る共同行為（転嫁カルテル）及び消費税についての表示の方法の決定に係る共同行為（表示カルテル）の届出について、平成28年3月末現在で、管内において、転嫁カルテル5件、表示カルテル7件の合計12件となっている。

表10：届出に関する相談件数 [単位：件]

	平成27年度	平成26年度	平成25年度	合計
全国	5	50	1,235	1,290
九州地区	0	2	30	32

平成 27 年度における勧告事件（1 件）

（株）ホームセンターサンコーに対する件（平成 27 年 6 月 9 日）	
特定事業者	（株）ホームセンターサンコー
事業内容	日用品の小売業
取引の内容	野菜等の商品の仕入れ
違反行為の概要	【買ったとき（第 3 条第 1 号後段）】 野菜等の商品の仕入先である農家等の一部に対し、仕入代金について、税抜価格の销售价格から販売手数料相当額を控除した額に 8 % を乗じた額を上乗せせずに支払った。
原状回復額	特定供給事業者 82 名に対し、総額 197 万 714 円 【勧告前に返還済み】

事件の詳細については、下記のリンク先を参照。

<http://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/h27/jun/150609.html>

平成27年度における主な指導事例

1 減額（第3条第1号前段）

建設業を行うA社は、土木建築工事に関する資材又は役務を供給する事業者（特定供給事業者）に対し、平成26年4月1日以後に供給を受けた土木建築工事に関する資材又は役務の対価について、あらかじめ定めた委託代金から消費税率の引上げ分相当額等を減じて支払っていた。

2 買ったとき（第3条第1号後段）

- ① 建設業を行うB社は、住宅デザインに関する業務を委託している事業者（特定供給事業者）に対し、平成26年4月1日以後も消費税率の引上げ分を上乗せすることなく、消費税込みの業務委託料を据え置いていた。
- ② 電気設備製造業を行うCは、法律に関する顧問を委託している弁護士（特定供給事業者）に対し、平成26年4月1日以後も消費税率の引上げ分を上乗せすることなく、消費税込みの業務委託料を据え置いていた。
- ③ 放送業を行うD社は、番組制作業務を委託している事業者（特定供給事業者）に対して、平成26年4月1日以後も消費税率の引上げ分を上乗せすることなく、消費税込みの業務委託料を据え置いていた。
- ④ 燃料小売業を行うE社は、ガスメーターの検針及びガス料金の集金等に関する業務を委託している事業者（特定供給事業者）に対し、平成26年4月1日以後も消費税率の引上げ分を上乗せすることなく、消費税込みの業務委託料を据え置いていた。
- ⑤ 楽器小売業を行うF社は、ピアノの調律に関する業務等を委託している事業者（特定供給事業者）に対し、平成26年4月1日以後も消費税率の引上げ分を上乗せすることなく、消費税込みの業務委託料を据え置いていた。
- ⑥ リゾート施設運営業を行うG社は、施設内で販売する菓子類等の土産品やホテル等で使用する食材等の納入業者（特定供給事業者）に対し、平成26年4月1日以後の仕入代金（税抜価格）を引き下げることにより、消費税率の引上げ分を上乗せしなかった。

3 利益提供の要請（第3条第2号）

大規模小売事業者であるH社は、自社で販売する農産物等の商品の納入業者（特定供給事業者）に対し、平成26年4月1日以後に納入された農産物等の商品の管理に要する費用について、算定率を引き上げることにより、当該算定率引上げ相当額を提供させていた。

4 本体価格での交渉の拒否（第3条第3号）

- ① 建設業を行うI社は、建設工事を委託している事業者（特定供給事業者）との価格交渉において、平成26年4月1日以後の工事代金について、平成26年4月1日以後も税込価格での交渉を余儀なくさせていた。

- ② 宿泊業を行うJ社は、婚礼司会業務等を委託する事業者（特定供給事業者）との価格交渉において、平成26年4月1日以後も税込価格での交渉を余儀なくさせていた。